

令和5年度 第3回郡山市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和6年3月25日（月）午後3時30分～

会場：郡山市総合福祉センター 5階 集会室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 保健福祉部長あいさつ

4 議 事

(1)第2回郡山市地域包括支援センター運営協議会でいただいた質疑の回答

・・・[報告事項](#)

(2) 介護予防ケアマネジメント委託について

・・・[資料1](#)

(3)その他

5 その他

(1) 地域包括支援センター専門職に「準ずる者」について

・・・[資料2](#)

6 閉 会

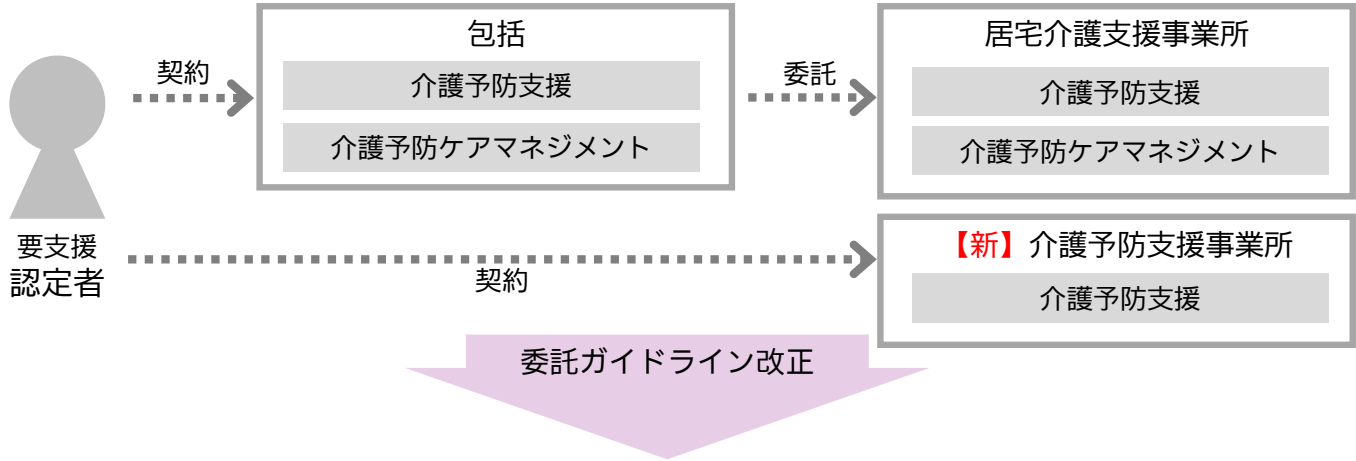
郡山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

	団体名等	氏名	備考
1	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	塙 啓 之	
2	郡山市民生児童委員協議会連合会	近 藤 幸 夫	
3	郡山市自治会連合会	國 分 晴 朗	
4	郡山市社会福祉協議会	渡 部 明 美	会長
5	郡山市地域ボランティア連絡協議会	柏 木 一 二 美	
6	郡山医師会	原 寿 夫	副会長
7	郡山歯科医師会	渡 部 光 弘	
8	郡山薬剤師会	阿 部 崇	
9	福島県社会福祉士会	松 本 喜 一	
10	郡山市介護支援専門員連絡協議会	佐 川 純 子	
11	福島県看護協会郡山支部	阿 部 初 江	
12	福島県作業療法士会	若 林 由 起 子	
13	公募委員	森 田 茂	
14	公募委員	安 達 真 也	

※委託ガイドライン…「郡山市における指定介護予防及び介護予防ケアマネジメントの委託についてのガイドライン」

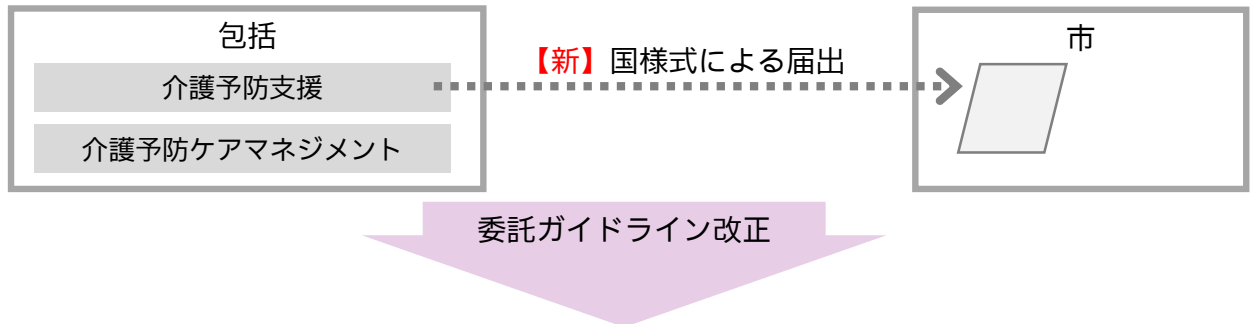
1 法令改正に伴う変更

■介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法第115条の22第1項）



- ・利用者に係る委託条件の削除【現行ガイドライン「3」】
- ・委託を受ける居宅介護支援事業所に係る条件の追加【新ガイドライン「2」】

■委託に係る届出様式の新設（介護保険法施行規則第140条の35第4項）



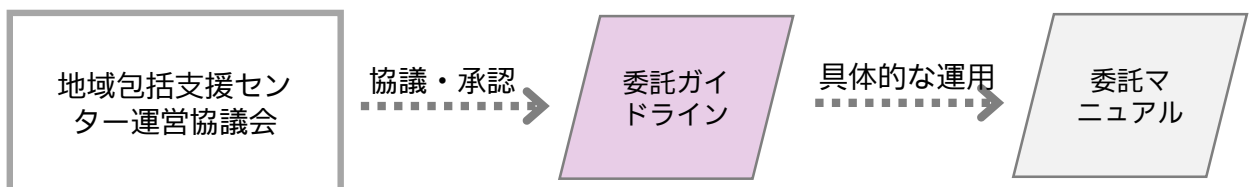
- ・包括から市へ利用者単位での届出の削除【現行ガイドライン「4」】
- ・包括から市へ事業所単位での届出に変更のうえ一本化【新ガイドライン「3」】

2 その他市ガイドラインの位置付けや運用に関する変更

■ガイドラインの位置付けや運用の明確化

(指定介護予防等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第12条）

- ・委託に関する疑義等について、地域包括支援センター運営協議会における協議により定めることを明記【新ガイドライン「4」】



地域包括支援センター専門職に「準ずる者」について

地域包括支援センターの職員配置について、高齢者数の増加に伴い配置人数も増加しているが専門職の確保が全国的に課題となっている。センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員（以下主任ケアマネジャーという）を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）と規定されているが、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされており、各センターにおいても「準ずる者」での対応をいただいているところである。

国の動向について

社会保障審議会介護保険部会において、介護保険法改正に向けて、主任ケアマネジャーに準ずる者の要件について緩和する方向性が示された。

【現行要件】

主任ケアマネジャーに準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員（以下ケアマネジャーという）としての実務経験を有し、かつ、ケアマネジャーの相談対応や地域のケアマネジャーへの支援等に関する知識及び能力を有している者

【緩和要件】

主任ケアマネジャーに「準ずる者」について、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任ケアマネジャーの助言のもと、将来的な主任ケアマネジャーの受講を目指すケアマネジャーであって、ケアマネジャーとして従事（専任か否かは問わない）した期間が通算5年以上である者」を追加する

郡山市の方向性

国の通知改正日をもって主任ケアマネジャーの準ずる者の要件を追加する。